

「おかやま地産地消協力店」登録要領

1 趣旨

地産地消をより一層推進するため、岡山県産食材を積極的に利用している県内小売店等を「おかやま地産地消協力店」（以下「協力店」という。）として登録することにより、県民が恵み豊かな岡山県産食材について関心を高め、気軽に購入し、味わうことができる機会を増え、岡山県産農林水産物の県内消費の拡大が図られるを目的とする。

2 協力店の対象

対象となる店舗等は、岡山県内において営業し、年間を通して岡山県内で生産された農林水産物を取り扱い、消費拡大に取り組む、次に掲げる者とする。

小売店：スーパー、百貨店、量販店、直売所、土産物店等

飲食店：ホテル、旅館、飲食店等

3 協力店認定の要件

次の（１）～（３）を実施するとともに、小売店は（４）～（６）、飲食店は（７）～（９）を実施すること。

<共通>

（１）おかやま地産地消協力店登録証（以下「登録証」という。）の店舗内掲示

（２）県が作成・配布する地産地消 PR 資材（のぼり）の活用

（３）食品衛生法、JAS 法等、関係法令を遵守していること

<小売店>

（４）店舗において直接消費者に販売していること

（５）県産品の「販売コーナー」を常設していること

（６）販売している県産品の情報を掲示していること

<飲食店>

（７）店舗において直接消費者に提供していること

（８）主な食材が県産品である料理を年間を通して提供していること

（９）使用している県産品の情報を掲示していること

4 登録申請方法

協力店の登録をしようとする者は、別紙様式第 1 号の申請書に必要事項を記入の上、知事に提出するものとする。

5 認定審査

知事は、前項の申請書を受理した場合は、登録要件に基づき内容を審査する。また、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

6 登録証の交付

知事は、登録の要件に適合した場合は、登録証を交付する。

7 申請内容の変更、登録の辞退及び登録の取消し

（１）協力店は申請した内容に変更が生じた場合又は登録の辞退を行う場合は、別紙様式第 2 号の届出書により当該内容の変更又は登録辞退の届出を行うものとする。

（２）協力店が 3 の要件を満たさなくなったとき、その他法令違反等協力店に相応しくない事由が発生したときは、知事は登録を取り消し、登録証の返却を求めることができる。

8 協力店の役割

（１）消費者の求める県産農林水産物又は県産農林水産物を利用した加工品、調理品、料理を積極的に提供するよう努める。

（２）店舗等には登録証を掲示するとともに、消費者に提供・販売している農林水産物や関連情報の PR・説明に努める。なお、地産地消 PR 資材（のぼり）については、協力店が登録の辞退もしくは登録の取消しの際まで使用できるものとする。

（３）協力店は、その役割を全うするため、必要に応じて岡山県の地産地消キャッチフレーズ及びマスコットキャラクターを県への届出により、利用することができる。

9 県の役割

（１）知事は、県のホームページ及び広報誌等において、協力店の広報宣伝を行う。

（２）知事は、協力店に対して地産地消を推進するための PR 資材を貸し出すとともに、県の地産地消施策に関する情報提供等を行う。

附則

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。